

[事案 29-97] 新契約無効請求

・平成 29 年 11 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

希望する保障が付加されていなかったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 28 年 3 月に契約した収入保障保険を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 三大疾病や病気で働けなくなった際に、通院費、入院費、手術代のほか生活費の負担を減らせるような保険の提案を電話にて募集人に依頼したが、希望する保障が付加されていなかった。
- (2) 契約内容の説明の際、死亡時の支払いに関する話をされたが、高度障害や死亡時にだけ保険金が下りる保険だということは一切説明されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の加入動機は子の誕生を契機とする遺族の生活保障であった。意向確認書には「お客さまのご意向は死亡時の保障である」旨のチェックがされている。
- (2) 申立人が説明を受けたという保険設計書から見れば、本契約が高度障害と死亡保障のみで、三大疾病一時金の保障がないことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人ならびに募集人および募集時に同席した保険会社の職員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約に入院、通院、手術、三大疾病罹患の際の生活保障が含まれるものと申立人が誤認していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。